

# 愛知県立佐屋高等学校 いじめ防止基本方針

## I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は日頃から些細な兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導にあたっていきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係を作り、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。そして本校の校訓である「学べ、鍛えよ、清らかに」に基づいて、知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざします。本校教育の原点である「ものづくり・育てる」の精神を大切に、他を思いやる気持ち、ものを大切にする心、責任を全うする姿勢を身に付けさせ、よき社会人になるために礼節を重んじ、基本的な生活習慣を身に付けた生徒の育成をめざします。

## II いじめ防止対策組織について

いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために「いじめ対策委員会」を設置する。

### (1) 「いじめ対策委員会」について

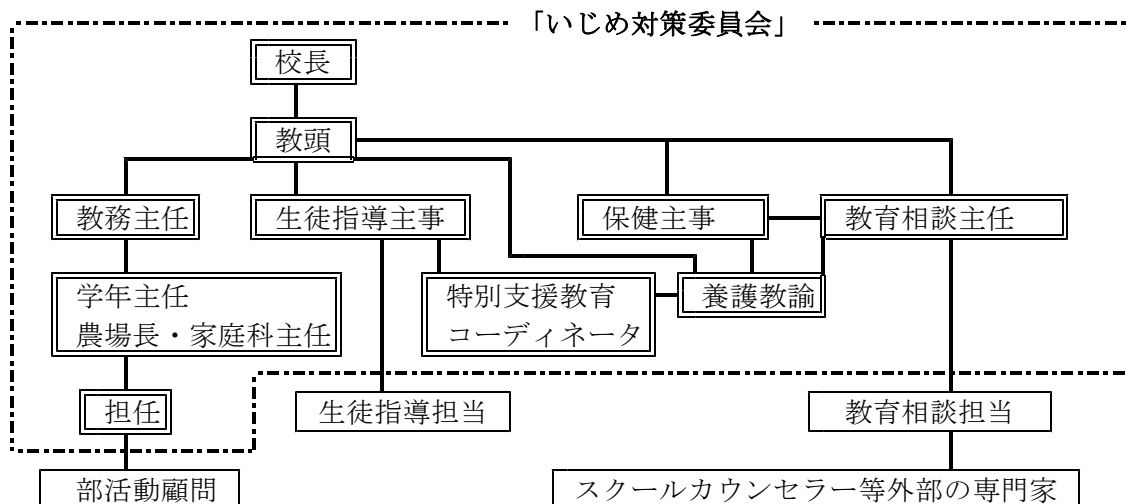
#### ア 委員会のメンバー

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、保健主事、教育相談主任、学年主任、農場長、家庭科主任、養護教諭、関係担任、特別支援教育コーディネータ  
(必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。)

#### イ 指導・支援チーム

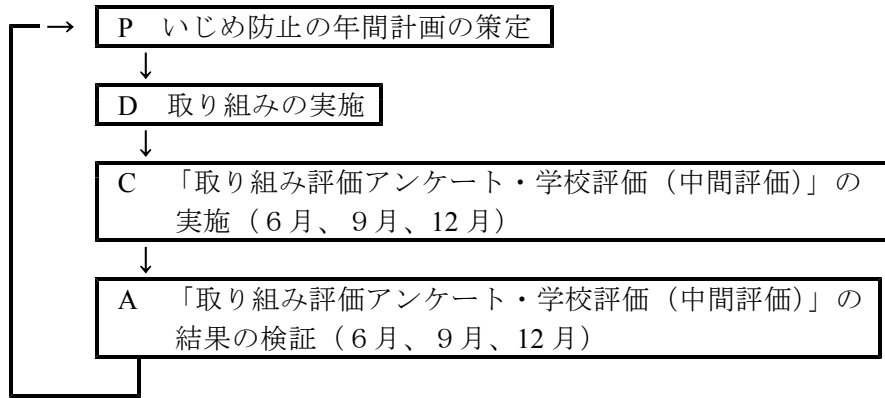
委員会が事案に応じて、適切な教員をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応にあたっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



(2) 「いじめ対策委員会」の役割や機能等

ア 取り組みの検証 (PDCA サイクル)



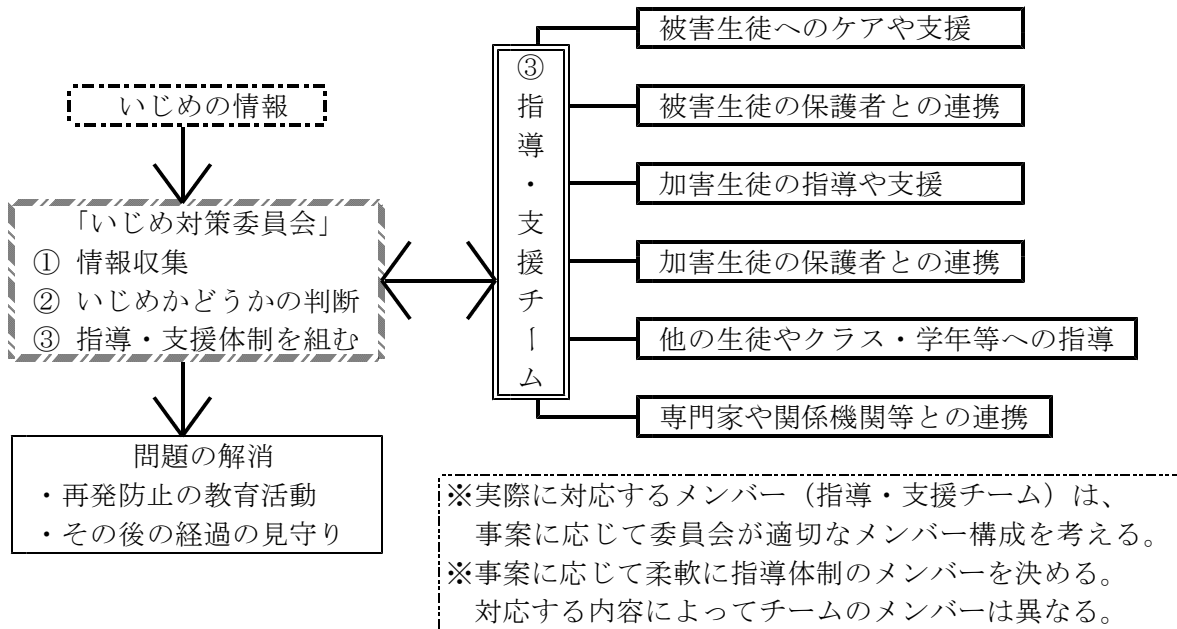
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で年2回「いじめ」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「佐屋高校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置 (いじめ事案への対応)



オ 重大事態への対応

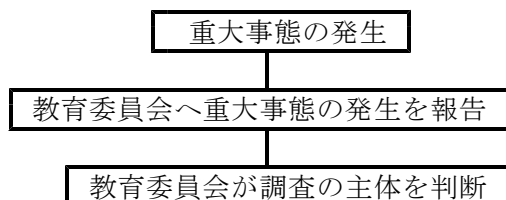
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図 (学校用)」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

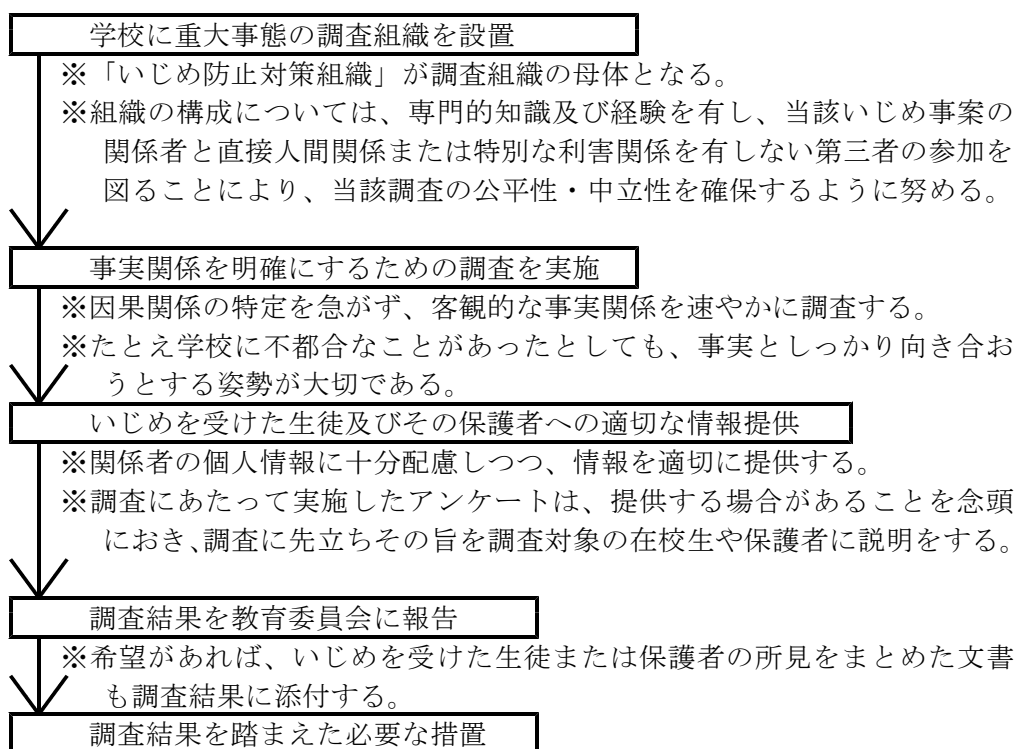
### 【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」】

(注)重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



#### 学校が調査主体の場合



### Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取り組みについて

#### (1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解を持ち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、わかりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 教職員は生徒の些細な兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。

ウ 定期的な「いじめアンケート調査」(年3回)の実施や教育相談の充実を図る。

**(3) いじめに対する措置**

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

(取り組みの年間計画)

	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	「いじめ対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○保健調査の実施 (1学年 保健) ○クレペリン検査 (全学年 指導) ○新入生オリエンテーション指導(1学年 教務) ○面接週間(全学年 教務)			○交通立番  ○PTA 役員会
5月	○PTA 総会授業参観 (全学年 教務)	○「いじめアンケート調査」の実施 (全学年 保・指)	○現職研修①	○PTA 総会における公開授業 ○PTA 役員会  ○交通立番
6月	○クレペリン説明会 (1学年 指導)		○「取組評価アンケート」 実施 (全教職員対象)	○PTA 理事会  ○一斉登校指導 (全学年 指・総)
7月	○薬物乱用防止講話 (全学年 指導) ○インターンシップの実施 (2学年家・農 家・農)			○交通立番  ○保護者懇談会
8月	○職場見学(3学年 進路) ○一宮豊学校との交流会 (家庭クラブ 家庭) ○ジョイントファッションショー(服飾 家庭)			○中学校教員学校見学会
9月	○面接週間(全学年 教務)	○「いじめアンケート調査」の実施 (全学年 保・指)	○中間評価 →検証	○学校評議員会 ○交通立番指導
10月	○公開授業(全学年 教務) ○家クボランティア活動 (家庭クラブ 家庭)		○現職研修②	○一斉登校指導 ○中学校進学説明会

11月				<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化発表会</li> <li>○佐屋高フェスタ</li> <li>○生徒指導地域のつどい</li> <li>○家ク歳末助け合い運動</li> </ul>
12月	○人権講話(全学年 指導)		○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>○カウンセラーを囲んで(保護者 保健)</li> <li>○交通立番指導</li> </ul>
1月		○「いじめアンケート調査」の実施(全学年 保・指)		○交通立番指導
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○卒業行事(3学年 学年) 奉仕活動・献血・マナー講座・交通安全講話</li> <li>○家クボランティア活動(家庭クラブ 家庭)</li> </ul>	○カウンセラーを囲んで(全職員 保健)	○「いじめ対策委員会」の各セクションにおける自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PTA 支援事業</li> <li>○交通立番指導</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報モラル講話(1・2学年 指導)</li> <li>○新入生オリエンテーション(入学生 指導)</li> </ul>		○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	○学校評議員会で防止計画の評価

教・・・教務部 指・・・生徒指導部 保・・・保健部 学・・・学年会 特・・・特別活動部  
 家・・・家庭科 農・・・農業科